平成28年版

過労死等防止対策白書

(平成27年度年次報告)

〔 概 要 〕

厚生労働省

「過労死等防止対策白書」とは

→ 過労死等防止対策推進法(議員立法により平成26年成立・施行)に基づき、国会に報告を行う法定白書です。今回が初めての国会報告になります。

≪参考≫ 過労死等防止対策推進法(平成26年法律第100号) (年次報告)

第6条 政府は、毎年、国会に、我が国における過労死等の概要及び政府が過労死等の防止のために講じた施策の状況に関する報告書を提出しなければならない。

白書の構成

第1章 過労死等の現状

第1節 過労死等の現状

第2節 労働・社会面からみた過労死等の状況

第2章 過労死等防止対策推進法の制定

第1節 過労死等防止対策推進法の制定の経緯

第2節 過労死等防止対策推進法の概要

第3章 過労死等の防止のための対策に関する 大綱の策定

第1節 過労死等の防止のための対策に関する大綱の策定の経緯

第2節 過労死等の防止のための対策に関する大綱の概要

第4章 過労死等の防止のための対策の実施 状況

第1節 調査研究等

第2節 啓発

第3節 相談体制の整備等

第4節 民間団体の活動に対する支援

(資料編)

- 1 関係法令等
- 2 関係指針・通達等
- 3 過労死等防止対策関係予算の状況
- ※民間団体の取組をコラムで紹介

(参考資料)

過労死等とは?(定義)

過労死等防止対策推進法第2条に以下のとおり定義づけされています。

- ▶ 業務における過重な負荷による脳血管疾患・心臓疾患を原因とする死亡
- ▶ 業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡
- ▶ 死亡には至らないが、これらの脳血管疾患・心臓疾患、精神障害

法律における過労死等対策の柱は?

過労死等防止対策推進法第8条~第11条に規定されています。

- ➤ 調査研究等
- ➤ 啓発
- > 相談体制の整備等
- ➤ 民間団体の活動に対する支援

(※白書 第4章に実施状況を掲載)

「過労死等の防止のための対策に関する大綱」とは?

▶ 政府は、過労死等の防止のための対策を効果的に推進するため、「過労死等の防止のための対策 に関する大綱」を定めることとされており、平成27年7月24日に大綱を閣議決定しました。

≪参考≫ 過労死等防止対策推進法 第7条

(※白書 第3章に経緯と概要を掲載)

大綱に定める「目標」は?

将来的に、過労死等をゼロとするために、以下の目標の早期達成を目指しています。

- ▶ 週労働時間60時間以上の雇用者の割合を5%以下(平成32年まで)
- ➤ 年次有給休暇取得率を70%以上(平成32年まで)
- ➤ メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を80%以上(平成29年まで)

(※白書 第1章に現状を掲載)

労働時間の状況①

- ▶長時間にわたる過重な労働は、疲労の蓄積をもたらし、過労死等の最も重大な要因。
- ▶我が国の労働者1人当たりの年間総実労働時間は緩やかに減少しているが(第1-1図)、これは、パートタイム 労働者の割合の増加によるものと考えられ、パートタイム労働者を除く一般労働者の年間総実労働時間は2,000 時間前後で高止まり(第1-2図)。

第1-1図 年間総実労働時間 (パートタイム労働者含む。)

就業形態別年間総実労働時間及び パートタイム労働者比率の推移

2,026

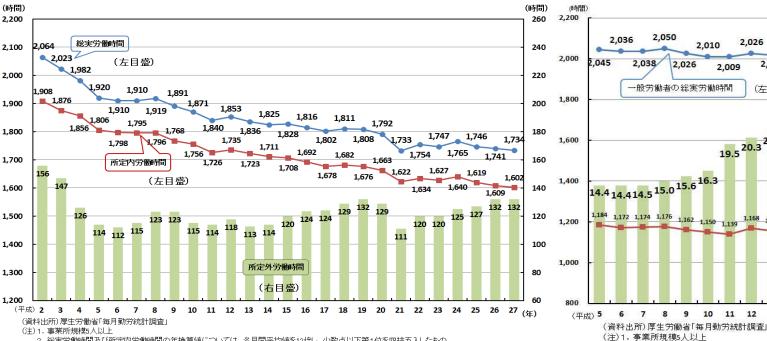
2.009

11

2,017

(左目盛)

2,041





2. 就業形態別総実労働時間の年換算値については、各月間平均値を12倍し、小数点以下第1位を四捨五入したもの。

2. 総実労働時間及び所定内労働時間の年換算値については、各月間平均値を12倍し、小数点以下第1位を四捨五入したもの。 定外労働時間については、総実労働時間の年換算値から所定内労働時間の年換算値を引いて算出。

2,018

2.021

29.8

2.006

2.009

2,026

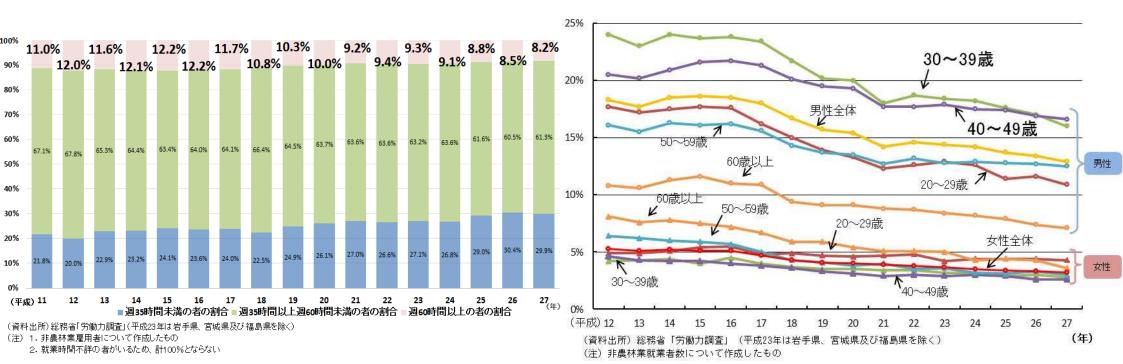
30.5

労働時間の状況②

- ▶1週間の就業時間が60時間以上の雇用者の割合は、平成15、16年をピークとして概ね緩やかに減少しており(第1-3図)、性別、年齢層別に見ても就業者の割合は概ね減少傾向にある(第1-4図)。
- ▶性別、年齢層別には、30歳代、40歳代の男性で週60時間以上就業している者の割合が高い(第1-4図)。

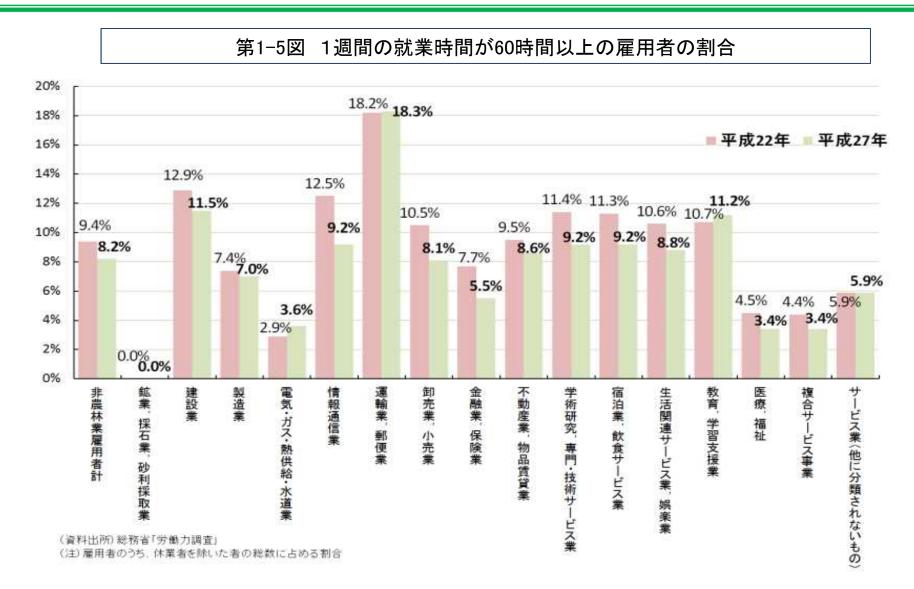
第1-3図 1週間の就業時間別の雇用者の割合

第1-4図 1週間の就業時間が60時間以上の就業者の割合



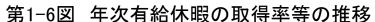
労働時間の状況③

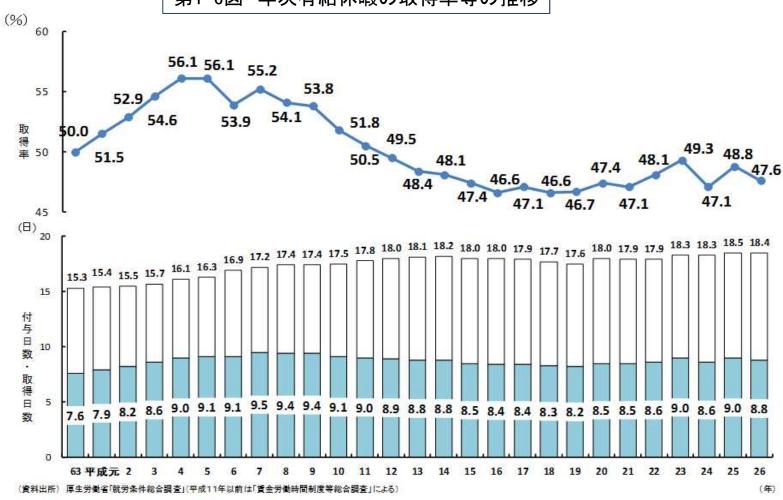
- ➤平成27年における1週間の就業時間が60時間以上の雇用者の割合は、①運輸業,郵便業(18.3%)、②建設業(11.5%)、③教育,学習支援業(11.2%)の順に多い(第1-5図)。
- ▶1週間の就業時間が60時間以上の雇用者の割合は、平成22年と比べて多くの業種で減少しているものの、一部の業種では増加している(第1-5図)。



年次有給休暇の状況

- ▶年次有給休暇の付与日数は長期的に微増(第1-6図)。
- ▶年次有給休暇の取得率は平成12年以降5割を下回る水準で推移(第1-6図)。



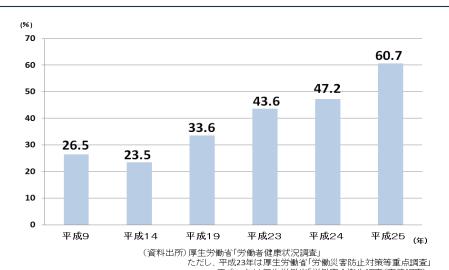


- (注) 1.「対象労働者」は「常用労働者」から「パートタイム労働者」を除いた労働者である。
 - 2. 「付与日数」には、繰越日数を含まない。「取得率」は、全取得日数/全付与日数×100(%)である。
 - 3. 平成18年以前の調査対象:「本社の常用労働者が30人以上の会社組織の民営企業」→平成19年以降の調査対象:「常用労働者が30人以上の会社組織の民営企業」
 - 4. 平成25年以前の調査対象:「常用労働者が30人以上の会社組織の民営企業」→平成26年の調査対象:「常用労働者が30人以上の民営企業(複合サービス事業を含む)」(※医療法人等の会社組織以外の法人を調査対象に加えた。)

職場におけるメンタルヘルスの状況

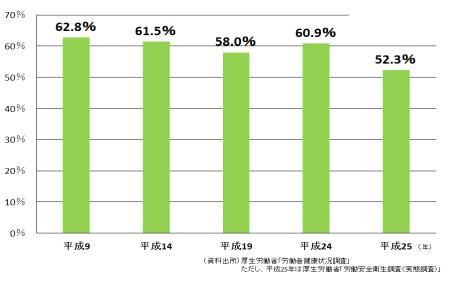
- ▶メンタルヘルスケアに取り組んでいる事業所は増えてきてはいるが(第1-7図)、仕事や職業生活に関する強い不安、 悩み、ストレスを感じる労働者の割合は依然として50%を超えている(第1-8図)。
- ⇒ 特に「仕事の質・量」が原因でストレスを感じる労働者が多い(第1-9図)。

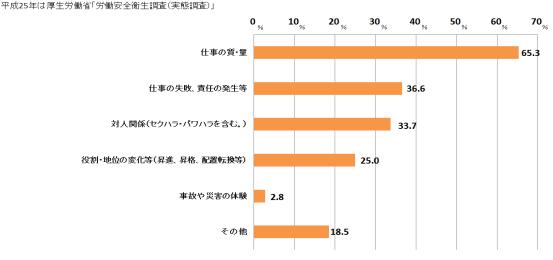
第1-7図 メンタルヘルスケアに取り組んでいる事業所の割合



第1-8図 仕事や職業生活に関する強い 不安、悩み、ストレスを感じる 労働者の割合

第1-9図 仕事や職業生活に関する強い 不安、悩み、ストレスの内容





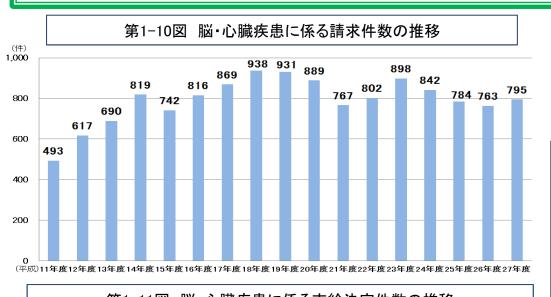
脳・心臓疾患の労災補償状況

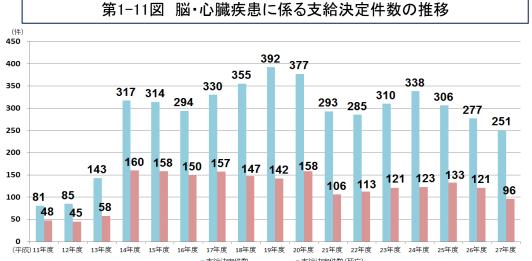
- ➢脳·心臓疾患に係る請求件数は、過去10年余りの間、700件台後半から900件台前半の間で推移(第1-10図)。
- ➤脳·心臓疾患に係る支給決定件数は、平成14年度に300件を超えて以降、200件台後半~300件台で推移

(第1-11図)。

74生)

▶業種別に見ると、請求件数、支給決定件数ともに「運輸業,郵便業」が最多(第1-12表)。





第1-12表 脳・心臓疾患の業種別請求、決定及び支給決定件数

						(147)
		平成26年度			平成27年度	
年度 業種(大分類)	請求件数	決定件数	うち支給 決定件数	請求件数	決定件数	うち支給 決定件数
農業,林業、漁業、鉱業, 採 石 業 , 砂 利 採 取 業	5(1)	10 (1)	5(1)	12 (0)	6(0)	1(0)
製 造 業	77 (4)	70 (5)	31 (2)	109 (6)	92 (3)	34(2)
建 設 業	97 (1)	88 (0)	28 (0)	111 (0)	103 (0)	28(0)
運輸業,郵便業	168 (3)	143 (2)	92 (1)	181(3)	161 (5)	96(3)
卸売業,小売業	126 (21)	88 (19)	35 (5)	116 (23)	98 (20)	35 (3)
金融業,保険業	7(2)	7(1)	2(0)	12 (2)	4(0)	2(0)
教 育 , 学 習 支 援 業	11 (2)	13 (4)	6(1)	9(1)	7(1)	0(0)
医療 ,福祉	43 (20)	27 (11)	6(1)	42 (21)	33 (14)	5(2)
情報通信業	21 (1)	22 (2)	9(1)	31 (2)	23 (2)	11(0)
宿泊業,飲食サービス業	59 (15)	44 (9)	24 (2)	55 (9)	51 (9)	22 (0)
その他の事業(上記以外の事業)	149 (22)	125 (13)	39 (1)	117 (16)	93 (14)	17 (1)
合 計	763 (92)	637 (67)	277 (15)	795 (83)	671 (68)	251 (11)

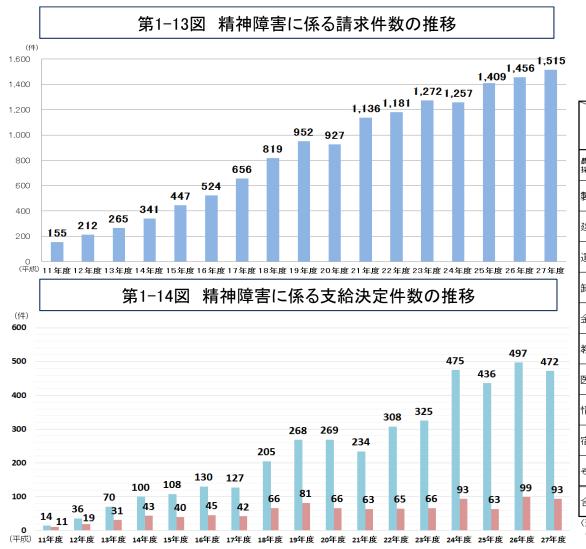
(資料出所) 厚生労働省「平成27年度『過労死等の労災補償状況』」

- (注) 1.業種については、「日本標準産業分類」により分類している。
 - 2. 「その他の事業(上記以外の事業)」に分類されているのは、不動産業、他に分類されないサービス業などである。
 - 3.()内は女性の件数で、内数である。

精神障害の労災補償状況

- ▶精神障害に係る請求件数は、平成21年度に1,000件を超えて以降、1,000件台で推移(第1-13図)。
- ▶精神障害に係る支給決定件数は、平成24年度以降400件台で推移(第1-14図)。
- ▶業種別に見ると、請求件数、支給決定件数ともに「製造業」が最多(第1-15表)。

支給決定件数(自殺(未添を含む))



第1-15表 精神障害の業種別請求、決定及び支給決定件数

						(作)	
		平成26年度		平成27年度			
年度 業種(大分類)	請求件数	決定件数	うち支給 決定件数	請求件数	決定件数	うち支給 決定件数	
農業,林業、漁業、鉱業, 採石業,砂利採取業	11 (1)	10(2)	6(1)	11 (0)	8(0)	6(0)	
製 造 業	245 (56)	228 (51)	81 (17)	262 (65)	239 (60)	71 (18)	
建 設 業	74 (3)	76 (4)	37 (3)	95 (11)	65 (6)	36 (2)	
運輸業,郵便業	144 (25)	138 (27)	63 (13)	144 (32)	134 (25)	57 (11)	
卸売業,小売業	213 (90)	197(71)	71 (17)	223 (85)	191 (80)	65 (26)	
金融業,保険業	54 (24)	38 (19)	7(3)	52 (30)	52 (28)	14(8)	
教育,学習支援業	60 (32)	38(18)	10 (4)	37 (21)	52 (30)	19 (11)	
医療 , 福祉	236 (163)	202 (139)	60 (44)	254 (172)	194(128)	47 (30)	
情報通信業	73 (20)	80 (20)	32 (5)	94 (29)	70 (21)	30 (5)	
宿泊業,飲食サービス業	55 (24)	60 (27)	38 (13)	71 (30)	59 (25)	29 (11)	
その他の事業(上記以外の事業)	291 (113)	240 (84)	92 (30)	272 (99)	242 (89)	98 (24)	
	1456 (551)	1307(462)	497 (150)	1515 (574)	1306 (492)	472 (146)	

(資料出所) 厚生労働省「平成27年度『過労死等の労災補償状況』」

- E) 1.業種については、「日本標準産業分類」により分類している。
- 2. 「その他の事業(上記以外の事業)」に分類されているのは、不動産業、他に分類されないサービス業などである。
- 3. ()内は女性の件数で、内数である。

国家公務員の公務災害の補償状況

- ▶平成27年度の脳・心臓疾患及び精神疾患等ともに協議件数は前年度比で増加しているが、認定件数は減少 (第1-16表、第1-17表)。
- ▶職種別の認定件数を見ると、脳・心臓疾患及び精神疾患等ともに「一般行政職」が最多(第1-16表、第1-17表)。

第1-16表 脳・心臓疾患の職種別協議、判断及び認定件数

第1-17表 精神疾患等の職種別協議、判断及び認定件数

									(件)
7 H			#		平成26年度		平成27年度		
	年 度		協議件数	判断件数(協議件数	判断件数		
	職種		1770 11 XX	T115/1111 8X	うち認定件数	100 BA 1 8A	T1-/111 8A	うち認定件数	
_	般行	ī K	文 職	5	3	2	4	3	1
専	門行	ī B	文 職	0	0	0	0	0	0
公	芰	₹	職	0	1	0	1	0	0
教	育	Î	職	0	1	0	0	0	0
研	穿	โ	職	0	0	0	0	0	0
医	携	7	職	1	2	2	1	0	0
福	礼	Ŀ	職	0	0	0	0	0	0
指	定	₹	職	0	0	0	0	0	0
₹	σ)	他	0	0	0	1	0	0
合			計	6	7	4	7	3	1

(資料出所) 人事院「平成27年度過労死等の公務災害補償状況について」

- (注) 職種ごとの具体例は次のとおりである。
 - ① 一般行政職:②~⑤以外の一般行政従事職員
 - ② 専門行政職:航空管制官、特許庁審査官等
 - ③ 公 安 職:刑務官、海上保安官等
 - ④ 教育 職:海上保安大学校等の教授、准教授等
 - ⑤ 研 究 職:研究所研究員等
 - ⑥ 医療 職:医師、看護師等
 - ② 福 祉 職:児童福祉施設児童指導員等
 - ⑧ 指定 職:事務次官、局長等
 - ③ そ の 他:検察官、本府省参与等

	上 庄			曲	平成26年度			平成27年度		
	職	種	年	度	協議件数	判断件数	うち認定件数	協議件数	判断件数	うち認定件数
_	般	行	政	職	14	14	5	14	7	4
専	門	行	政	職	0	0	0	1	0	0
公		安		瓣	2	5	1	4	3	1
教		育		職	0	0	0	0	1	1
研		究		瓣	0	0	0	0	0	0
医		療		艥	6	7	4	4	3	3
褔		祉		職	0	0	0	0	0	0
指		定		顤	0	0	0	0	0	0
₹		の		他	0	0	0	0	0	0
合				計	22	26	10	23	14	9

(資料出所) 人事院「平成27年度過労死等の公務災害補償状況について」

- (注) 職種ごとの具体例は次のとおりである。
 - ① 一般行政職:②~③以外の一般行政従事職員
 - ② 専門行政職:航空管制官、特許庁審査官等
 - ③ 公 安 職:刑務官、海上保安官等
 - ④ 教育職:海上保安大学校等の教授、准教授等
 - ⑤ 研 究 職:研究所研究員等
 - ® 医療 職:医師、看護師等
 - ② 福 祉 職:児童福祉施設児童指導員等
 - ⑧ 指 定 職:事務次官、局長等
 - ③ そ の 他:検察官、本府省参与等

(件)

地方公務員の公務災害の補償状況

- ≫平成26年度の脳・心臓疾患の受理件数及び認定件数は、ともに前年度比で増加(第1-18表)。
- ▶平成26年度の精神疾患等の受理件数は減少しているが、認定件数は増加(第1-19表)。
- ▶ 職種別に平成26年度の認定件数を見ると、脳・心臓疾患及び精神疾患等ともに「その他の職員(一般職員等)」が 最多(第1-18表、第1-19表)。

第1-18表 脳・心臓疾患の職種別受理及び認定件数

第1-19表 精神疾患等の職種別受理及び認定件数

合

				(件)	
年度	平成2	5年度	平成26年度		
職種	受理件数	認定件数	受理件数	認定件数	
義 務 教 育 学 校 職 員	3	2	8	6	
義務教育学校職員 以外の教育職員	4	1	5	2	
警察職員	6	7	6	4	
消 防 職 負	4	2	1	0	
電気・ガス・水道事業職員	0	0	0	0	
運輸事業職員	0	0	1	0	
清掃事業職員	0	0	1	0	
船 負	0	0	0	0	
その他の職員 (一般職員等)	7	4	7	9	
숨 計	24	16	29	21	

(資料出所)地方公務員災害補償基金「平成26年度過労死等の公務災害補償状況について」

- (注)1.地方公務員災害補償基金とは、地公災法第3条の規定に基づき設置され、地公災法第24条の規定に基づき 補償を行う機関である。
 - 2.職種は、地方公務員災害補償基金定款別表第二に定める職員の区分による。

年度	平成2	5年度	平成26年度		
職種	受理件数	認定件数	受理件数	認定件数	
義務教育学校職員	6	3	8	5	
義務教育学校職員 以外の教育職員	9	0	7	4	
警察職員	1	2	1	3	
消防職員	10	0	6	6	
電気・ガス・水道事業職員	0	0	1	0	
運輸事業職員	0	0	1	0	
清掃事業職員	3	0	1	0	
船 負	0	0	0	0	
その他の職員 (一般職員等)	41	12	24	19	
消 防 職 員 電気・ガス・水道事業職員 運 輸 事 職 員 清 掃 事 職 員 船 日 の 他 の	0 0 3	0 0 0	1 1 0	6 0 0	

(資料出所)地方公務員災害補償基金「平成26年度過労死等の公務災害補償状況について」

計

- (注) 1. 地方公務員災害補償基金とは、地公災法第3条の規定に基づき設置され、地公災法第24条の規定に 基づき補償を行う機関である。
 - 2. 職種は、地方公務員災害補償基金定款別表第二に定める職員の区分による。

37

49

(件)

第1章 過労死等の現状

第2節 労働・社会面からみた過労死等の状況

大綱に基づく労働・社会分野の調査・分析

- ▶過労死等の実態の解明のためには、疲労の蓄積等の直接の原因となる労働時間だけでなく、業務の特性や、生活時間等の労働者側の状況等も含めた要因及びそれらの関連性も分析していく必要がある。
- →労働・社会面からみた過労死等の状況を探るため、平成27年度においては、企業及び労働者を対象としたアンケート調査を平成27年12月から平成28年1月にかけて実施(注1、2)。

企業調査: 約1万社(回答1,743件)

〈調査項目の例〉

- 時間外労働協定の締結状況、労働時間等の状況
- 所定外労働が発生する理由
- 休暇制度、休暇の取得状況
- 過重労働防止のための取組状況
- 脳・心臓疾患、精神疾患による休職の状況

労働者調査:約2万人(回答19.583件)

〈調査項目の例〉

- ・ 労働時間等の状況
- ・ 休暇の取得状況
- · 勤務先における過重労働・メンタルヘルス対策の取組 状況
- ・ 生活時間の状況、疲労の蓄積やストレスの状況等

その概要はP14~19のとおり。なお、ストレスの状況(第2-6図、第2-8図、第2-10図)は、GHQ-12(注3)により判定したもの。 この方法では、結果がO点から12点までの点数により示され、4点以上を高ストレス状態として区分した。

- (注) 1. 厚生労働省「平成27年度過労死等に関する実態把握のための社会面の調査研究事業」
 - 2. 当該事業の報告書は以下のURLに掲載している。

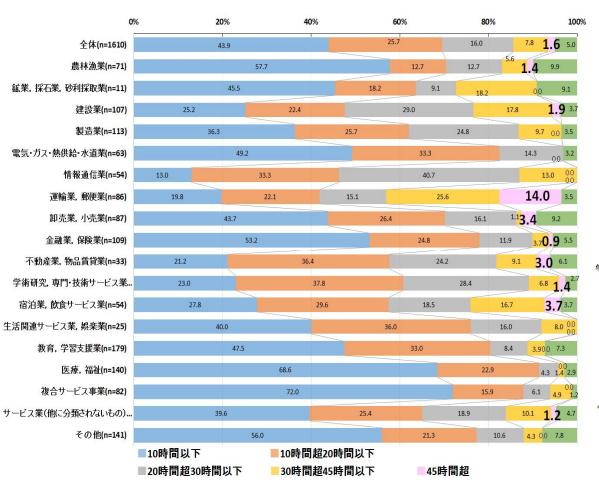
http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11200000-Roudoukijunkyoku/0000124199.pdf

3. 英国のMaudsley精神医学研究所のDavid Goldberg博士によって開発された質問紙法による検査で、主として神経症者の症状把握、評価及び発見に有効なスクリーニング調査である。日本版の著作権は(株)日本文化科学社が有する。

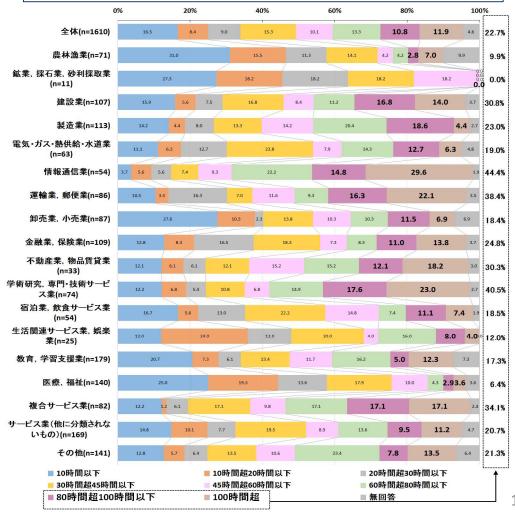
企業調査結果<労働時間の状況>

- ▶平均的な1か月の時間外労働時間が45時間超と回答した企業の割合は、①運輸業、郵便業(14.0%)、②宿泊業、飲食サービス業(3.7%)、③卸売業、小売業(3.4%)の順に多い(第2-1図)。
- →時間外労働時間が最も長かった月において、80時間超と回答した企業の割合は、①情報通信業(44.4%)、②学術研究、専門・技術サービス業(40.5%)、③運輸業、郵便業(38.4%)の順に多い(第2-2図)。

第2-1図 平均的な月における正規雇用従業員1人当たりの月 間時間外労働時間(企業調査の結果)



第2-2図 1か月の時間外労働時間が最も長かった正規雇用従 業員の月間時間外労働時間(企業調査の結果)



企業調査・労働者調査結果く残業の発生理由>

- ▶残業が発生する理由として、企業調査・労働者調査ともに、「業務量が多いため」、「人員が不足しているため」、「業務の繁閑の差が大きいため」などが多く挙げられている(第2-3図、第2-4図)。
- ▶業種別に見ると、企業調査・労働者調査ともに、情報通信業はどの項目も概ね上位に入っており、「人員が不足しているため」と挙げる業種としては、宿泊業、飲食サービス業が最も多い(第2-3図、第2-4図)。

第2-3図 残業(所定外労働)が発生する理由(企業調査の結果)

第2-4図 残業(所定外労働)が発生する理由(労働者調査の結果)

≪主に多いもの≫

▶人員が不足しているため

宿泊業, 飲食サービス業 55.9% 情報通信業 38.3% 学術研究, 専門・技術サービス業 31.2%

➤業務量が多いため

情報通信業 58.3% 学術研究, 専門・技術サービス業 55.8% 教育, 学習支援業 48.2%

≻仕事の繁閑の差が大きいため

運輸業,郵便業46.8%教育,学習支援業42.4%情報通信業41.7%

▶顧客(消費者)からの不規則な要望に対応する必要があるため

情報通信業 65.0% 建設業 59.8% 運輸業、郵便業 57.4%

≪主に多いもの≫

▶人員が足りないため(仕事量が多いため)

宿泊業,飲食サービス業 57.4% 情報通信業 42.6% 学術研究,専門・技術サービス業 39.0% 建設業 39.0%

➤業務の繁閑が激しいため

学術研究, 専門・技術サービス業 38.2% 宿泊業, 飲食サービス業 33.8% 教育, 学習支援業 32.2%

▶予定外の仕事が突発的に発生するため

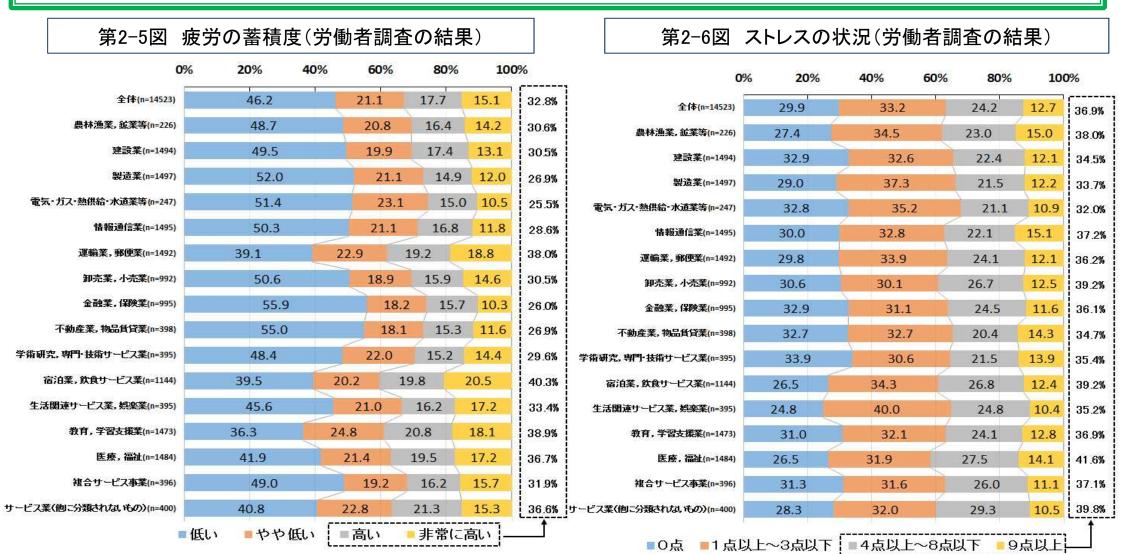
学術研究, 専門・技術サービス業 43.5% 情報通信業 40.1% 卸売業, 小売業 34.6%

▶仕事の締切や納期が短いため

学術研究, 専門・技術サービス業 31.9% 情報通信業 30.9% 建設業 26.8%

労働者調査結果く疲労の蓄積度、ストレスの状況>

- ▶ストレスが「高い(4点以上)」と判定される者の割合の高い業種は、順に①医療、福祉(41.6%)、②サービス業(他に分類されないもの)(39.8%)、③卸売業、小売業(39.2%)、③宿泊業、飲食サービス業(39.2%)となっている(第2-6図)。



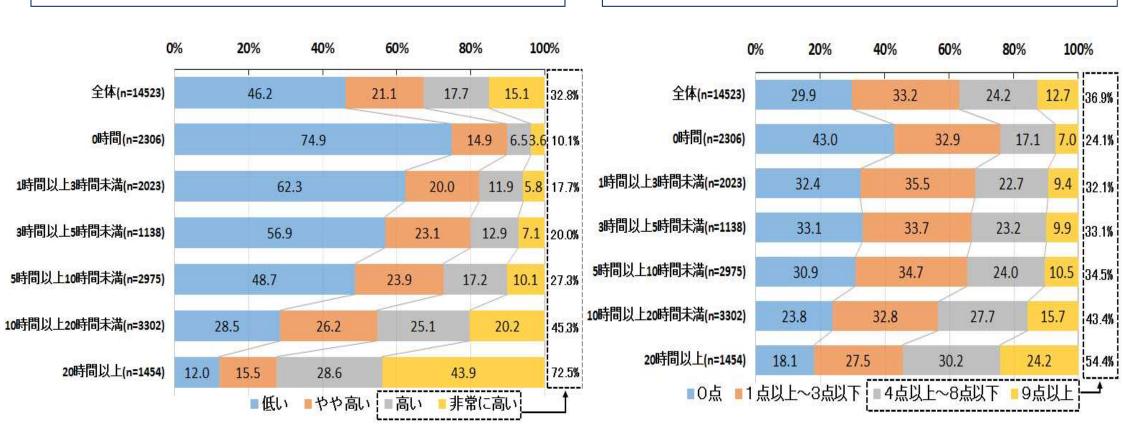
16

労働者調査結果く残業時間別の疲労の蓄積度、ストレスの状況>

▶残業時間が長いほど、『疲労の蓄積度』と『ストレス』が「高い」と判定される者の割合が高い(第2-7図、第2-8図)。

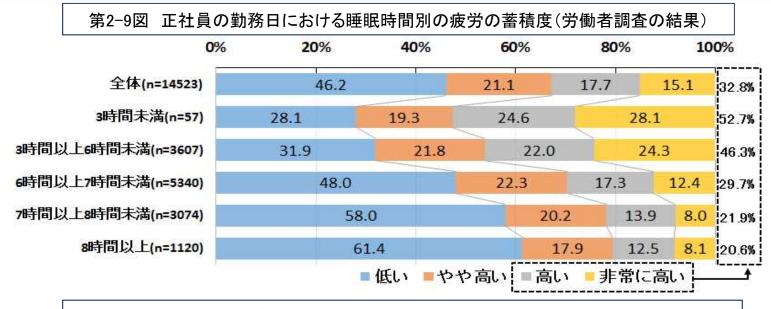
第2-7図 正社員の平均的な1週間当たりの残業時間別の疲労の蓄積度(労働者調査の結果)

第2-8図 正社員の平均的な1週間当たりの残業時間別の ストレスの状況(労働者調査の結果)

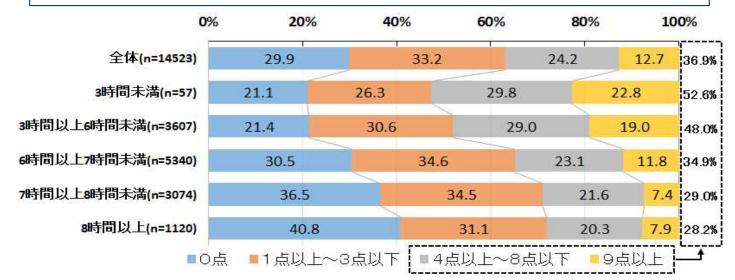


労働者調査結果く睡眠時間別の疲労の蓄積度、ストレスの状況①>

➤勤務日における睡眠時間が少ないほど、『疲労の蓄積度』及び『ストレス』が「高い」と判定される者の割合が高い (第2-9図、第2-10図)。

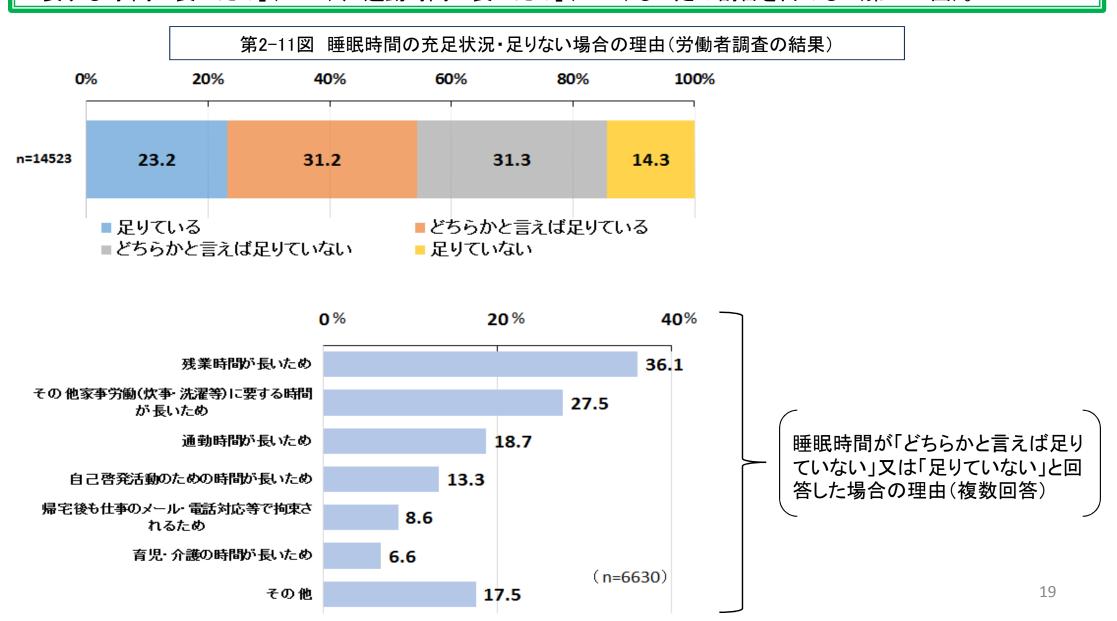


第2-10図 正社員の勤務日における睡眠時間別のストレスの状況(労働者調査の結果)



労働者調査結果<睡眠時間別の疲労の蓄積度、ストレスの状況②>

▶睡眠時間の足りない理由として、「残業時間が長いため」(36.1%)が最も多いが、「その他家事労働(炊事・洗濯等)に要する時間が長いため」(27.5%)、「通勤時間が長いため」(18.7%)も一定の割合を占める(第2-11図)。



第2章 過労死等防止対策推進法の制定 第1節 過労死等防止対策推進法の制定の経緯

- ▶過労死は、1980年代後半から社会的に注目され始め、その後、「過労死弁護団全国連絡会議」や「全国過労死を考える家族の会」が結成された。これらの団体は電話相談、シンポジウム等を開催し、過労死の防止の重要性を社会に訴え続けた。
- ▶そうした活動を通して、55万筆を超える署名を集め、国会や地方議会へ立法への働きかけを行った。その結果、143の地方議会における意見書の採択や国会において法制定を目指す議員連盟が結成される等、立法への気運が高まり、平成26年6月に「過労死等防止対策推進法」が成立された。

1 過労死等防止に取り組む民間団体の結成等

1980年代後半 過労死が社会的に大きく注目

昭和63年 電話相談窓口「過労死110番」を初めて実施

平成3年 「全国過労死を考える家族の会」の結成

⇒ 電話相談、シンポジウム等の開催により、過労死防止の重要性を社会に訴える

2 過労死等防止対策推進法制定の経緯

平成23年 「過労死防止基本法制定実行委員会」の結成

署名(55万筆)を集め、国会に対して働きかけ

・ 地方議会に対して意見書の採択を働きかけ(143の意見書採択)

平成25年 社会権規約委員会勧告

• 長時間労働を防止するための措置の強化

過労死防止基本法制定を目指す議員連盟の結成

平成25年12月「過労死等防止基本法案」提出(6会派共同)

平成26年5月 「過労死等防止対策推進法案」提出(衆議院厚生労働委員長提出)

平成26年6月 「過労死等防止対策推進法」成立

平成26年11月 「過労死等防止対策推進法」施行

第2章 過労死等防止対策推進法の制定 第2節 過労死等防止対策推進法の概要

1 総則

目的、定義、基本理念、国の責務等、過労死等防止啓発月間、年次報告について規定

2 過労死等の防止のための対策に関する大綱

政府は大綱を定めなければならないこと、大綱の案を作成しようとするときは過労死等防止対策 推進協議会の意見を聴くものとすること等を規定

3 過労死等の防止のための対策

①調査研究等、②啓発、③相談体制の整備等、④民間団体の活動に対する支援を規定

4 過労死等防止対策推進協議会

5 過労死等に関する調査研究等を踏まえた法制上の措置等

(注)平成26年11月1日施行

第3章 過労死等の防止のための対策に関する大綱の策定第1節 過労死等の防止のための対策に関する大綱の策定の経緯

- →過労死等防止対策推進法では、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」(以下「大綱」という。)を定め、大綱を作成するときは「過労死等防止対策推進協議会」(以下「協議会」という。)の意見を聴くものと規定。
- ▶協議会委員には当事者代表委員等も含み、平成26年12月に第1回協議会を開催し、平成27年5月の第5回協議会まで大綱に関する議論が続けられ、その後、パブリックコメント(国民から意見提出)を経た上で、平成27年7月に大綱が閣議決定された。

策定の経緯①〈平成26年12月~平成27年5月〉

「過労死等防止対策推進協議会」において、5回にわたって議論

- 厚生労働省における対策の実施状況、公務員制度を所管する官庁(人事院、内閣人事局、総務省)にお ける対策の実施状況に関する意見交換
- 〇 大綱に関する議論

(主な意見)

- 大綱における目標設定のあり方
- 過労死等防止に対する取組と企業価値との関連
- ・ 労働契約法第5条に規定されている労働者への安全の配慮、労働安全衛生法第3条に規定されている 事業者等の責務

を大綱に盛り込むべき

策定の経緯②<平成27年6月~7月>

パブリックコメント

策定の経緯③<平成27年7月24日>

大綱の閣議決定

第3章 過労死等の防止のための対策に関する大綱の策定第2節 過労死等の防止のための対策に関する大綱の概要

- 1 はじめに
- 2 現状と課題
- 3 過労死等防止のための対策の基本的考え方

(目標)

- ▶将来的に、過労死等ゼロを目指す
- ➤週労働時間60時間以上の雇用者の割合を5%以下(平成32年まで)
- ▶年次有給休暇取得率を70%以上(平成32年まで)
- ▶メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合80%以上(平成29年まで)

これらの早期達成を目指す

4 国が取り組む重点対策

- 〇 調査研究等
 - ➤ 過労死等事案の分析
 - ➤ 過労死等に関する労働・社会面の調査研究 等
- 〇 啓発
 - ➤ 国民に向けた周知・啓発の実施
 - ▶ 大学·高等学校等における労働条件に関する啓発の実施等
- 〇 相談体制の整備等
 - ➤ 労働条件や健康管理に関する相談窓口の整備 等
- 〇 民間団体の活動に対する支援
 - ➤ 過労死等防止対策推進シンポジウムの開催 等
 - 5 国以外の主体が取り組む重点対策
 - 6 推進上の留意事項

第4章 過労死等の防止のための対策の実施状況 第1節 調査研究等

調査研究の趣旨等

- ▶過労死等の実態の解明のためには、労働時間や職場環境だけでなく、商取引上の慣行等の業界を取り巻く環境や生活時間等の労働者側の状況などといった、多岐にわたる要因及びそれらの関連性を分析していくことが必要。また、実態の解明とあわせて、効果的な予防対策に資する研究を行うことが必要。
- ▶また、多角的、学際的な視点からの実態解明のための調査研究を進めていくことによって過 労死等の全体像を明らかにすることも必要。
- ➤第1節においては、調査研究等において重点的に取り組む①過労死等事案の分析、②疫学研究等、③過労死等の労働・社会分野の調査・分析、④結果の発信の実施状況について報告。

第4章 過労死等の防止のための対策の実施状況 第1節 調査研究等(①過労死等事案の分析、②疫学研究等)

≫総合的な労働安全衛生研究(平成27年度~、労働安全衛生総合研究所ほか)

1 労災認定事案等の分析

<27年度>労災認定事案のデータベース構築

【データベース化の対象】

平成22年1月~27年3月の認定事案

- ①脳・心臓疾患事案
- ②精神障害事案

調査復命書の収集、電子データ化、データベース構築と検証

脳・心臓疾患事案の解析

<27年度>解析の基盤となる基礎集計を実施。

精神障害事案の解析

<27年度>解析の基盤となる基礎集計を実施。

運輸業における脳・心臓疾患事案の解析

2 疫学研究

- (1) 職域コホート研究
 - ●労働者集団を長期間追跡調査し、長時間労働等と 健康の関連について検討

<27年度>調査の準備作業を実施。

- (2) 職場環境改善に向けた介入研究
 - ●対象事業場において、職場環境を改善するための 取組を実施し、その効果を検証

<27年度>協力事業場の候補選定、調査計画の設計等の 準備作業を実施。

3 実験研究

●長時間労働等のリスク要因による循環器負担への 影響を研究

<27年度>本実験に向けての予備実験を実施。

≫労働・社会分野の調査・分析(第1章第2節参照)

第4章 過労死等の防止のための対策の実施状況 第2節 啓発

(1)国民に向けた周知・啓発

→ポスター、パンフレット・リーフレット、新聞広告、Web広告、Webサイト等による周知・啓発
【実績】11月の「過労死等防止啓発月間」を中心に周知・啓発を実施。

(2)大学・高等学校等における労働条件等に関する啓発

≫中学校、高等学校等への講師派遣

中学校や高等学校等からの要請に応じ、労働関係法規等の授業の講師として、都道府県労働局、労働基準監督署より職員を派遣。

【実績】講師派遣:156件

>大学・高等学校等における労働条件に関するセミナーの開催及び高校への講師派遣

労働基準関係法令にあまり馴染みのない大学生や高校生等の若者を対象に、賃金や労働時間、休憩・休日に関するルールなど働く際に知っておきたい労働基準関係法令に関する基本的な知識を分かりやすく解説。

【実績】■セミナー開催回数:48回 ■高校への講師派遣:88回

第4章 過労死等の防止のための対策の実施状況 第2節 啓発

(3)長時間労働の削減のための周知・啓発

- >平成27年度「過重労働解消キャンペーン」(11月)における重点監督等の実施
- (1)労使の主体的な取組の促進

労使の主体的な取組の促進を図るため、使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組の周知・ 啓発などの実施に関する協力要請。

- (2)重点監督の実施
 - 過労死等を発生させた事業場等に対する重点監督。
- (3)電話相談の実施
 - 全国一斉の無料電話相談「過重労働解消相談ダイヤル」の設置。
- (4)企業における自主的な過重労働防止対策の推進
 - 事業主、労務担当者等を対象に、自主的な過重労働防止対策を推進することを目的としたセミナーの実施。

(4)過重労働による健康障害防止に関する周知・啓発

- ▶事業主、労務担当者等を対象としたセミナーの実施
- >労働条件ポータルサイト「確かめよう 労働条件」を開設



第4章 過労死等の防止のための対策の実施状況 第2節 啓発

(5)「働き方」の見直しに向けた企業への働きかけの実施及び年次有給休暇の取得促進

- 【実績】・「働き方改革」に向けた取組の推進や「夏の生活スタイル変革(ゆう活)の取組について業界団体への働きかけ。
 - ・業界及び地域のリーディングカンパニーを訪問し、各企業のトップと意見交換を行うことで、直接「働き方」の見直しに向けた働きかけ。
 - •10月を「年次有給休暇取得促進期間」として、年次有給休暇の取得促進。

(6)メンタルヘルスケアに関する周知・啓発

【実績】事業場の取組を支援するための事業を実施。

(7) 職場のパワーハラスメントの予防・解決のための周知・啓発

≫広く国民及び労使への周知・広報

【実績】・ポータルサイト「あかるい職場応援団」サイトの運営。

・ポータルサイトのアクセス件数:約 97.5万件

➣労使の具体的な取組の促進

【実績】企業向けセミナーを全都道府県において63回実施。

【実績】パワーハラスメント対策導入マニュアルを改訂。

第4章 過労死等の防止のための対策の実施状況 第3節 相談体制の整備等

(1)労働条件に関する相談窓口の設置

≫労働条件相談ほっとライン【委託事業】

平日夜間・土日に、労働条件に関して無料で電話相談を受付。

【実績】相談件数 約3万件

(2)メンタルヘルス不調、過重労働による健康障害に関する相談窓口の設置

▶働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」メール相談窓口の設置

【実績】・ポータルサイトのアクセス件数 約480万件

- -メール相談件数 約6.500件
- ➤働く人のメンタルヘルス不調や過重労働による健康障害に関する電話相談窓口「こころほっとライン」の開設

(3)産業医等相談に応じる者に対する研修等

➤産業保健活動総合支援事業

事業者及び産業保健関係者に対するメンタルヘルス対策等の産業保健活動に関する研修等の実施、小規模事業場の事業者及び労働者に対する相談等を行う。

【(研修)実績】約9,400件

第4章 過労死等の防止のための対策の実施状況 第4節 民間団体の活動に対する支援

(1)過労死等防止対策推進シンポジウムの開催

<u>→過労死等防止対策推進全国センター、全国過労死を考える家族の会、過労死弁護団全国連絡会議など民間団体と連携してシンポジウムを開催</u>
【実績】全国29ケ所、参加人数 3.075人

(2)シンポジウム以外の活動に対する支援等

- ▶平成27年度に厚生労働省の主催によるシンポジウム以外で、過労死等の防止に関する活動を行う民間団体の主催による「シンポジウム」や「つどい」などが行われた際には、都道府県労働局が後援等の支援を実施
- ▶過労死等の防止啓発のためのパンフレットにおいて、各種相談窓口として行政機関に加え、民間団体の窓口を併せて掲載し、その活動を周知

